福島県棚倉町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県下野市、栃木県塩谷町、埼玉県さいたま市、千葉県市川市、千葉県山武市、神奈川県川崎市、新潟県三条市、新潟県魚沼市、長野県松本市、愛知県一宮市、和歌山県紀美野町、鳥取県鳥取市、鳥取県湯梨浜町、岡山県笠岡市、香川県さぬき市、福岡県福岡市、熊本県熊本市	令和十一年四月一日	
山形県大石田町、福島県須賀川市、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県浅川町、栃木県小山市、埼玉県三芳町、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、静岡県西伊豆町、鳥取県北栄町、徳島県徳島市、愛媛県松山市	令和十二年四月一日	
山形県真室川町、福島県檜枝岐村、栃木県佐野市、埼玉県入間市、埼玉県横瀬町、大阪府泉南市	令和十三年四月一日	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百九十三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十三号）附則第二条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百十二号（印鑑登録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の印鑑登録システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。	
地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市	令和八年総務省告示第百一号（以下「告示」という。）別表第一の0020077の項、0020078の項、0020079の項、0020080の項、0020081の項、0020137の項、0020142の項、0020153の項、0020182の項、0020183の項、0020186の項、0020225の項、0020264の項及び0020265の項に規定する機能要件の標準

改正前	
一　［同上］	
地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市	令和八年総務省告示第百一号（以下「告示」という。）別表第一の0020077の項、0020078の項、0020079の項、0020080の項、0020081の項、0020137の項、0020142の項、0020153の項、0020182の項、0020183の項、0020186の項、0020225の項、0020264の項及び0020265の項に規定する機能要件の標準